

## みよし大崎ジュニアハンドボールチームサポーターズクラブ設置要綱

### (設置)

第1条 みよし大崎ジュニアハンドボールチーム（以下「ジュニアチーム」という。）の活動を支援するため、ジュニアチームサポーターズクラブ（以下「サポーターズクラブ」という。）を設置する。

### (登録)

第2条 サポーターズクラブは、ハンドボール経験者及びハンドボールに興味がある者を公募し、応募者をサポーターズクラブ名簿（以下「名簿」という。）に登録する。

2 名簿に登録されたサポーター（以下「会員」という。）は、あらかじめサポーターズクラブ事務局（以下「事務局」という。）から依頼を受け、無償で活動に協力するものとする。

### (活動内容)

第3条 名簿に登録された会員の活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日のジュニアチーム活動における指導者の補助
- (2) 前号における練習試合等の審判員及び記録
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ジュニアチーム活動に必要なこと。

### (事務局)

第4条 事務局は、生涯学習課に設置する。

### (その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。